

平成16年8月26日
事務連絡

国土交通省担当官 殿

経 済 産 業 省
環 境 省

自動車リサイクル法に係る質問
(回答)

平成16年6月30日にご質問のありました標記の件について、それぞれ下記のとおり、回答します。

解体業について

1. 自動車整備士養成施設等が抹消された自動車を手し、教材用として使用する場合は解体業の許可申請が必要か。
→ 整備学校が授業において自動車の分解を行うことについては、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されないため、解体業の許可申請は不要です。ただし、この場合に取り外した部品及び部品を取り外されたボディについては、使用済自動車として一体的に引取業者に引き渡すことが必要です。実態的には、引取業者・フロン類回収業者・解体業者を兼務している事業者への引渡しとなることが想定されます。
2. 最終所有者が自分で使用済自動車の部品をとることには解体業の許可が必要か。
→ 個人である最終所有者が使用済自動車の部品をとる場合については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されないため、解体業の許可は不要です。但しこれをネットオークション等で売却する場合等解体業を行っていると思われる場合には許可が必要。
3. 反復的、継続的に行うのではないが、たまたま適当な部品が見つかったときに部品取りを行う場合にも解体業の許可が必要か。事業とはどの程度反復的、継続的に行うことをいうのか。
→ 「たまたま適当な部品が見つかったとき」に使用済自動車から部品取りを行うことは解体業にあたり許可を受けて頂く必要があると考えられます。
4. 解体業者は指定3品目以外の部品（バッテリー、タイヤ、オイル等）の適正処理についても義務を負っているか。
→ 解体業者は、エアバック類の回収義務のみならず、廃油・廃液、鉛蓄電池（バッテリー）、タイヤ、（バスなどの）室内照明用の蛍光灯の回収・再資源化（適正処理含む）等を定めた再資源化基準に従って適切な解体を実施する義務を負っています。また、産業廃棄物の排出事業者として廃掃法に基づく適正処理の義務を負います。
5. 中古車から他の自動車に使用するため一時的に部品を外す行為は解体に該当するか。また、その後当該自動車を使用済自動車とすることは可能か。

→ ご質問の行為については、使用済自動車からの部品取りと整理されるため、解体業の許可が必要となります。自動車から部品を外し、その後、新しい部品を組み込み当該自動車を中古車として販売するのであれば、自動車の修理・整備に該当するため解体業の許可は必要ありません。

6. 使用済自動車の良い部品と中古車の悪い部品の交換は、解体業の許可が無くても可能か。

→ 使用済自動車の部品取りを行う事業者は、生活環境の保全及びリサイクルの促進の両面の観点から全て解体業の許可が必要であり、お尋ねの場合についても許可が必要となります。

7. 解体業の許可を有さない整備事業者が使用済自動車から合法的に部品取りを行える方策があるか。使用済自動車からの部品取りについて、整備事業者については運用面で部品取りが出来るよう解体業者の許可に関して柔軟な対応をすることは可能か。

→ 自動車ユーザーの依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されません。上記以外の使用済自動車からの部品取りについては、整備事業者かどうかに関わらず、解体業の許可が必要です。

ただし、整備事業者が許可を取得していない場合であっても、取引のある解体業者に特定部品の取り外しを要請し、取り外し後、これを利用することは当然に可能です。

8. 整備工場が解体業の許可を受けた上で部品取りを行う場合、必要な部品取りを行った後、そのクルマの引取りを他の解体業者へ依頼することはできるのか。

→ できません。解体を行う際には、エアバッグ類の回収に加え、廃油・廃液、バッテリー、タイヤの回収等について再資源化基準に従って業務を行う必要があります。こうした再資源化基準に従った適切な解体を行った解体自動車について、さらに部品取りを行おうとする他の解体業者に対し引き渡すことは可能です。

9. 認証工場の屋内作業場と解体作業場の兼用は可能とされているが、床面についてもそのまま解体業の基準を満たしているといえるか。また、認証工場に対して、点検・整備作業に支障がない限り屋内作業場を解体作業場として兼用しても良いが使用済自動車又解体自動車の保管場所は、車両置場と兼用できない旨説明してもよいか。

→ 解体作業場の床面については解体業の許可基準として、廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること、と規定されています。一方で認証工場の屋内作業場については認証基準として、床面は平滑に舗装されていること、と規定されており、鉄筋コンクリートで築造されていれば基本的には問題ないと想定されます。なお、解体業の許可基準にある床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられると整理しております。

使用済自動車及び解体自動車は廃棄物処理法の廃棄物とみなされるため、この保管場所については囲いが周囲に設けられ、かつ、範囲が明確であることが必要であり、車両置場とは別に確保して頂く必要があります。

リサイクル料金の收受業務について

1. 口座引落ができる整備事業者の規模はどの程度か。
→ 指定・認証を問わず年間200台以上の車検整備を行っている整備事業者は、口座引き落としの利用が可能です。
2. リサイクル券以外にリサイクル料金支払いの証明としてユーザーから領収書を求められた場合、所有者の預託金ではあるが、手続きの窓口になった整備事業場が領収書を出すことができるか。
→ リサイクル料金を預かったという趣旨の領収書については、出して頂くことは可能であると認識しております。
3. リサイクル料金の收受業務について、指定整備事業者には手数料があるが、認証事業者には無いと聞いている。認証事業者はユーザーに制度についての説明を行うこととなるので、手数料を出していただきたい。
→ 認証事業者についても、年間200台以上の車検整備を行っており、銀行口座引き落とし（Bタイプ）を利用する場合には、預託申請等の実務を資金管理人（（財）自動車リサイクル促進センター）から委託させていただくことになるため、手数料をお支払いいたします。
一方、ユーザーに対する制度の説明についての手数は、指定・認証に関わらず、お支払いしないこととしております。一般のユーザーに対しては、継続検査時にリサイクル料金が必要となる旨も含め、リサイクル料金の額が明らかになる夏以降に集中的にビラやテレビ等各メディア等で施行に向けて積極的な広報を、政府として（財）自動車リサイクル促進センター及び自動車メーカー等の協力を得ながら行う予定です。
4. 中古新規登録・検査について3年間の時限措置となっているが、3年間放っておき、3年経過後に検査・登録を行う際の取り扱いはどのようになるのか。
→ 基準日から3年経過した日（平成20年2月1日）以降については、中古新規登録・検査時に、リサイクル料金の預託実務及び預託確認を行って頂く必要はありません。こうした車については、使用済自動車として引き取られる際にリサイクル料金を預託して頂くこととなります。
5. 全営業所分の預託関係全般について、ディーラー等の本社においてまとめて入力して良いか。
→ 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の際に、ディーラー等の本社についても預託実務を実施する事業所である旨の登録申込み（本社についても事業所情報記入用紙を記入して申込み）をして頂ければ、本社においてまとめて預託申請・リサイクル券の発行を実施して頂くことは可能です。
6. リサイクル料金を誤って二重払いした場合は、払い戻しが出来るのか。またその手続きをご教示ください。
→ リサイクル料金の預託状況については、自動車リサイクル法上の資金管理人である（財）自動車リサイクル促進センターにおいて、車台番号をベースに一台ごとに確実に把握できる体制を整備いたします。そのため、そのようなことが発生することはありません。
7. リサイクル料金の預託義務者を所有者としているのは何故か。
→ 使用済自動車は廃棄物処理法の廃棄物とみなされるため、これから発生するシ

ユレッターダスト、エアバッグ類、フロン類のリサイクル料金については排出者にご負担頂くことが原則です。自動車を使用済自動車として排出しているのは、当該自動車の所有者であるため、リサイクル料金の預託義務者を所有者としております。

8. 整備事業者を介さず自動車ユーザーがリサイクル料金を納付する方法はないのか。あるならば、その具体的な方法をご教示ください。

→ 運輸支局等内又は近傍の団体の支払窓口の近くに設置してある専用端末機を利用して、リサイクル料金を納付することができます。

9. 整備事業者を介さず自動車ユーザーがリサイクル料金の額を確認する方法はないのか。あるならば、その具体的な方法をご教示ください。

→ 各自動車メーカー等のホームページ等で例えば車種毎のリサイクル料金が把握可能となることが想定されることに加え、車台番号毎の正確なりサイクル料金は、(財)自動車リサイクル促進センターの運営するホームページで確認することが可能です。

10. リサイクルシステムに登録した指定整備事業者であっても車検場近傍団体において預託確認を可能か。

→ 可能です。ただし、専用端末機は持ち込み検査が実施される件数を想定して設置しておりますので、指定整備事業者の方がこれを利用するとなった場合、非常に混雑することも予想されます。このため、預託実務実施者として自動車リサイクルシステムに事業者登録を行って頂いた場合は、可能な限り各事業所においてリサイクル料金の預託に必要な実務を実施して頂くようお願い致します。

11. リサイクル料金の収納は、原則として郵便局またはコンビニエンスストア等を利用して収納するとなっているが、整備工場や販売店が利用している金融機関での利用がどうして出来ないのか。

→ 認証・指定を問わず年間200台以上の車両を取り扱っている事業者であれば、金融機関口座からの引き落とし方式の利用が可能です。

12. 1回目の車検時に預託されておれば車検証の備考欄に表示することによって、2回目以降の確認を省略することはできないか。

→ 車検証は道路運送車両法の保安基準に適合していることが確認された場合に返付されるものであること、また、車検時の預託は3年間の時限措置であることから、これにリサイクル料金の預託の有無に関する記載を行うことは困難であると法案作成時に国土交通省から聞いております。このため、運輸支局等による車検時等の預託確認については、返納する旧自動車検査証等の書類に押印を行い、この押印を確認する方法をとっていることをご理解下さい。

13. リサイクル料金預託に係る端末機は、何処に何台設置される予定なのか。

→ 端末が設置される運輸支局等内または近傍の団体については、その一覧表が自動車リサイクルシステムへの事業者登録申し込みセットに入っておりますのでそちらをご確認ください。設置される台数については、それぞれの車検場において持ち込み検査が実施される件数を想定して設置することとしております。

14. エアバック類は自動車により装備個数が異なると思うが、リサイクル料金は装備個数により差があるか。

→ 装備個数毎に異なると想定しております。

15. 並行車両・組み立て車両は料金設定は誰が、どのような基準で行うのか。
→ 三品目（シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類）の引取り・再資源化義務を負う自動車製造事業者がいないこれらの車両については、自動車リサイクル法上の指定再資源機関（財）自動車リサイクル促進センター）が三品目の引取り・再資源化を行うこととなり、また、これらの車両に係るリサイクル料金については、（財）自動車リサイクル促進センターが設定・公表いたします。
16. リサイクル料金を引取時にFAXで預託確認、預託申請及び移動報告した場合、手数料が必要となるが、これを無料にすることはできないか。
→ 移動報告をFAXで行う場合には、FAXの送付先である情報管理センターにおいて、送信されたFAXに記入されている情報をデータベースに書き込む作業が必要となるため、自動車リサイクル法上これに必要な人件費を手数料としてお支払い頂くこととなっております。
17. 離島で解体事業者がいない場合の取り扱いはどのようになるのか。解体事業者が有る本土まで運ぶとなった場合、輸送費は誰が支払うようになるのか。
→ 島外の事業者に対し引渡しをする必要があります。離島から島外への使用済自動車の輸送費については、各事業者間でのやり取りになりますが、市町村が関与して島外への搬出の措置を講じる離島地域の市町村に対しては、自動車リサイクル法上の指定再資源化機関である（財）自動車リサイクル促進センターが、リサイクル料金の剰余金を原資として資金協力を行っていくこととしております。各事業者におかれましては、それぞれの市町村に対し輸送費等の支援措置等をご確認下さい。
18. 一般に言う「リサイクル料金」とは、指定3品目のリサイクルのための料金をいい、自動車全体のリサイクルのための料金ではない。誤解を生じないような名称とすべきではないか。
→ リサイクル料金が3品目のリサイクル料金であることについては、今後の広報活動の中で明確に説明していく予定です。
19. 指定工場でリサイクル料金の預託申請を行い、リサイクル料金の引き落としが完了した後、プリンターが故障してリサイクル券が打ち出しが出来なくなった場合どう対処すればよいか。
→ プリンターの修理を行った上で、改めてリサイクル券の印刷を行うことが可能ですし、運輸支局等内または近傍の団体に設置される専用端末機においてリサイクル券を発行することが可能です。
20. 押印済み旧車検証等を紛失し、再交付した場合の押印はどうなるのか。
→ リサイクル料金を預託した際に発行されたりサイクル券を運輸支局等内または近傍の団体に提示して頂ければ、再交付された旧車検証に預託済みであることの確認の押印を受けることができます。
21. リサイクル券を紛失した場合には、再交付の手続きを行わなければならないと考えるが、これは可能か。
→ 既にリサイクル料金が預託済みであれば、整備事業者のパソコン又は運輸支局等内又は近傍の団体付近に設置される専用端末機で再発行することが可能です。
22. リサイクルシステムへの登録を、整備振興会を通じないで登録することは可能か。また、その具体的な手続きについてご教示ください。

→ リサイクル料金の収納方式によって異なります。金融口座引き落とし方式や郵便局・コンビニエンス方式を利用される場合には、整備振興会を通じてのみ登録をすることとなっております。一方、運輸支局等内又は近傍の団体付近に設置される専用端末機で料金の収納を行う整備事業者が引取工程を実施する場合には、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターに直接関係書類を送付して頂くこととなります。また、フロン類回収工程、解体工程、破碎工程を実施する場合の自動車リサイクルシステムへの事業者登録についても自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターに直接関係書類を送付して頂くこととなります。

引取業について

1. 使用済み自動車の一時預かり（取次店）は、引取業の登録が必要か。

→ 使用済み自動車の引取を行う場合には、必ず引取業者の登録が必要です。一方で、物理的に使用済み自動車を動かすことなく、最終所有者と引取業者の間の仲介するだけのような行為であれば、引取業者の登録は不要です。

2. 引取時にリサイクル料金が納付されていないエアコン等が追加装備されていた場合、具体的な処理方法をご教示ください。

→ 所有者に対し、追加装備分のリサイクル料金を請求していただく必要があります。具体的な実務については、引取時に三品目全てのリサイクル料金が未預託の場合と基本的に同様です。

3. 既にリサイクル料金が納付されているエアコン等が引き取り時に取り外されていた場合の具体的な処理方法をご教示ください。リサイクル料金を返還する必要はないのか。

→ 上記の場合については、リサイクル料金は返還されず剰余金となります。引取業者において必要な実務としては、預託確認時にフロン類について装備「無」と入力して頂くことが必要です。

4. リサイクルシステム及び引取業への登録期限はいつか。また、施行までに間に合わせるための登録期限はいつか。

→ フロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録業者であれば来年1月の時点で自動的に自動車リサイクル法の引取業者の登録を受けたものと見なされます。多くの引取業者は既にフロン法の登録を受けているものと考えていますが、仮にまだ登録されていない場合には可能な限り早期にフロン回収破壊法の第二種特定製品引取業の登録を受けて頂くようお願いいたします。

自動車リサイクルシステムへの事業者登録については、①銀行口座引き落とし方式の場合には、口座確認に相当程度の期間を有する場合があること、②登録が完了した事業者の皆様には詳細なマニュアルや練習用のシステムを準備する予定であることを踏まえ、施行の時点から事業を行う予定の方は遅くとも8月中には申込みを完了して頂くようお願いいたします。

なお、自動車リサイクルシステムへの事業者登録には、フロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録を受けている事業者が来年1月以降に自動車リサイクル法の引取業者とみなされた場合に予定される登録番号を、自治体が各事業者

に通知する登録予定番号通知書の写しが必要です。このことから、仮にまだフロン回収破壊法の登録をされていない場合には、可能な限り早期に登録を受けて頂くようお願いいたします。

照会業務・苦情対応関係

1. リサイクル料金の照会はインターネットで行うこととなっているが、これに加えて例えばCD-ROM版により各整備工場に配布することは可能か。
 - リサイクル料金については、各自動車メーカー等のホームページ等で例えば車種毎の大まかな料金水準が把握可能となることが想定されることに加え、車台番号毎の正確なリサイクル料金は、(財)自動車リサイクル促進センターの運営するホームページで確認することが可能です。また、B3タイプとして自動車リサイクルシステムへの事業者登録をして頂ければ、複数台数をまとめて料金照会して頂くことが可能です。

CD-ROMでの料金情報の配布については検討中です。
2. 支局窓口で、お客の苦情について支局で対応することのないよう、自動車リサイクルセンターの苦情対応窓口を明確すべきではないか。
 - 自動車リサイクル法の実務等について質問等がある場合に備え、自動車リサイクルシステムコンタクトセンター(03-5673-7369)を準備しております。
3. 仮に、ユーザーと整備事業者との間でトラブルが発生した場合には、経済産業省等国はどのように対処していただけるのか。
 - 国としては、そうした混乱を可能な限り回避すべく(社)日本自動車工業会や(財)自動車リサイクル促進センターとも協力しつつ、リサイクル料金の発表される今夏以降、自動車所有者・ユーザーに対し、リサイクル料金の預託の必要性をはじめとしたリサイクル法についての広報を積極的に行い、ユーザーの理解度を深めていく予定です。

広報関係

1. 解体業の許可基準等の法律の詳細の運用に関する地方自治体への説明は、具体的にいつどのように行われるのか。
 - 解体業の許可の申請の受付は、既にこの7月1日より始まっております。これに間に合うよう、地方自治体には、法律の詳細の運用を含め既に十分な説明を行ってきたところです。今後とも、地方自治体において適切な法律の運用がなされるよう、必要に応じて情報提供・説明等を行っていきます。
2. 自動車リサイクル法についてのユーザーPRはいつどのように行われる予定か。
 - 自動車所有者・ユーザーの方々が全国にいらっしゃること、幅広い年齢層であることを踏まえ、各自動車メーカー等からリサイクル料金が発表されるこの夏以降、TV、ラジオ、新聞、雑誌等のマス媒体に加えてポスター・リーフレットの配布、シンポジウムの開催等、幅広い理解普及活動を行っていく予定です。

その他

1. リサイクル料金が支払われた自動車が不法投棄された場合の処理手順と各関係機関の果たすべき役割はどのようになっているのか。

→ 路上放棄車等については、引取業者に引き渡して頂き、その後も通常の使用済自動車と同様に処理をされることを想定しております。一方、大量の車台が野積みされている場合などについては、自動車リサイクル法上の指定再資源化機関（財）自動車リサイクル促進センター）が、リサイクル料金の剰余金を原資とし、これに関して都道府県または市町村が措置命令により原因者の責任を追及等することを原則とした上で、生活環境保全上の支障の除去（代執行）を行った場合のこれに要した費用に対する出えん、或いはこれらの車台の引取り・再資源化を行っていくこととしております。

その具体的な手続き等については、現在検討中です。

2. 整備工場において、リサイクル券を発行する場合、プリンタの指定までされ、また、ドットプリンタは不可と聞くが、経費の負担を強いることにもなり、柔軟な対応としてほしい。仮に、レーザープリンタやインクジェットプリンタに拘るのであれば、その理由を明確にしてほしい。

→ ドットプリンタでは文字や線にかすれが発生しうるため、レーザー又はインクジェットプリンターの準備をお願いいたします。なお、運輸支局等内又は近傍の団体にリサイクル券の発行を依頼することも可能です。

3. 平成17年1月1日から本格施行だが、リサイクル券の確認業務が17年2月1日と1ヶ月遅れとなる理由は何か。

→ 運輸支局等においては、自動車リサイクル法がスタートした後に一定の準備期間が必要であるため、継続検査等時の運輸支局等による預託確認は平成17年2月1日開始とすることとしたものです。

4. 継続検査を受けリサイクル料金預託後に、構造変更検査を受けナンバーが5ナンバーから8ナンバーに変更となった場合の取り扱いはどうなるのか。

→ リサイクル料金は、発生するASRの量、エアバッグの個数等を踏まえ算定されるものであり、自動車の用途とは関係が無いため、リサイクル料金額に変更はありません。

なお、自動車リサイクル法施行後3年以内（平成20年1月31日）までに、その構造変更検査を受ける場合には、運輸支局等においてリサイクル料金の預託確認が実施されます。この場合、運輸支局等内または近傍の団体で旧自動車車検証にリサイクル料金が預託済みである押印をしてもらうことが必要であり、このためには、継続検査時に発行を受けたリサイクル券の提出が必要となります。

5. 自動車が使用済自動車となるのは具体的にいつから、どのような判断基準により決まるのか。

→ 使用済自動車となるか中古車としてなお流通するかどうかは、所有者の意志によって決定されるものです。ただし、所有者から使用済自動車の引取りを求められた際に、自動車の流通に携わる引取業者が当該自動車の状況を見て、中古車として活用できると判断された場合は、所有者に対してその旨説明をして頂き所有者に納得して頂いた上で中古車として活用することは可能です。使用済み自動車

として引き取る場合と中古車として下取る場合でリサイクル料金の接受の考え方が異なってくること、いったんリサイクルルートに乗った使用済自動車を中古車として利用することは原則不可能であること、使用済自動車を引き渡した最終所有者に対する自動車重量税還付制度があること等から、この判断は極めて重要となります。

6. 使用済自動車（引取報告前）を再び中古自動車として販売することは可能か。

→ 引取報告前であれば可能です。ただし、使用済み自動車として引き取る場合と中古車として下取る場合でリサイクル料金の接受の考え方が異なってくること、使用済自動車を引き渡した最終所有者には自動車重量税還付制度があること等をご認識頂き、その旨所有者の了解を頂くことが必要です。

7. 最終所有者とは、具体的に誰のことを示すのか。

→ 自動車が使用済となる時点でその自動車を所有していた所有者のことです。